

11-2：災害時における物資輸送等に関する協定書（福山通運株式会社加古川支店）

加古川市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社加古川支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請その他、甲乙間における協力事項に關し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配達
- （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配達
- （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）他自治体等からの支援物資の集積及び避難所等への配達
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）乙の車両への燃料の優先供給
- （3）災状況に係る情報の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙は供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告書（別紙2）を提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出

た運賃によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月20日

甲 加古川市加古川町寺家町北在家 2000 番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市平岡町土山 909 番地の1
福山通運株式会社 加古川支店
加古川支店長 中島 博則